

国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

近畿地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課 河川保全企画室長
(公印省略)

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限りWEB会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られた

い。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和 2 年 4 月 1 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和 2 年 4 月 21 日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和 2 年 4 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

府県の発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項

府県の発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項について、下記資料により情報を共有します。

なお、最新の情報は府県ＨＰの感染症特設サイトや知事会見資料等により、入手して下さい。

記

【感染症の発生状況】

- ① 大阪府感染症発生動向調査週報（速報）2020年第2週（5月25日～5月31日）
- ② 兵庫県内の患者の発生状況 5月25日時点

【感染予防】

- ③ 5月30日以降の大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 令和2年5月26日改定

大阪府感染症発生動向調査週報（速報）

2020年 第22週（5月25日～5月31日）

今週のコメント

～感染症予防の基本～ 咳エチケット、手洗いが重要

定点把握感染症

「小児科・眼科定点疾患の報告数 昨年の同時期に比べ、大幅な減少」

第22週の小児科定点疾患、眼科定点疾患の報告数の総計は469例であり、前週比15.8%増であった（2019年 第22週 3,584例、前年比 86.9%減）。定点あたり報告数の第1位は感染性胃腸炎で以下、突発性発しん、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、手足口病、流行性角結膜炎の順で、定点あたり報告数はそれぞれ1.19、0.38、0.34、0.12、0.12であった。

感染性胃腸炎は前週比0.4%減の233例で、南河内2.06、中河内2.05、泉州1.55、大阪市北部1.29、北河内1.23である。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は前週比26%増の67例で、泉州0.60、大阪市北部0.50、大阪市南部0.44である。

手足口病は前週比380%増の24例で、南河内0.38、北河内0.27、大阪市南部0.17であった。

流行性角結膜炎は前週比500%増の6例で、泉州0.33、南河内0.25、三島0.25である。

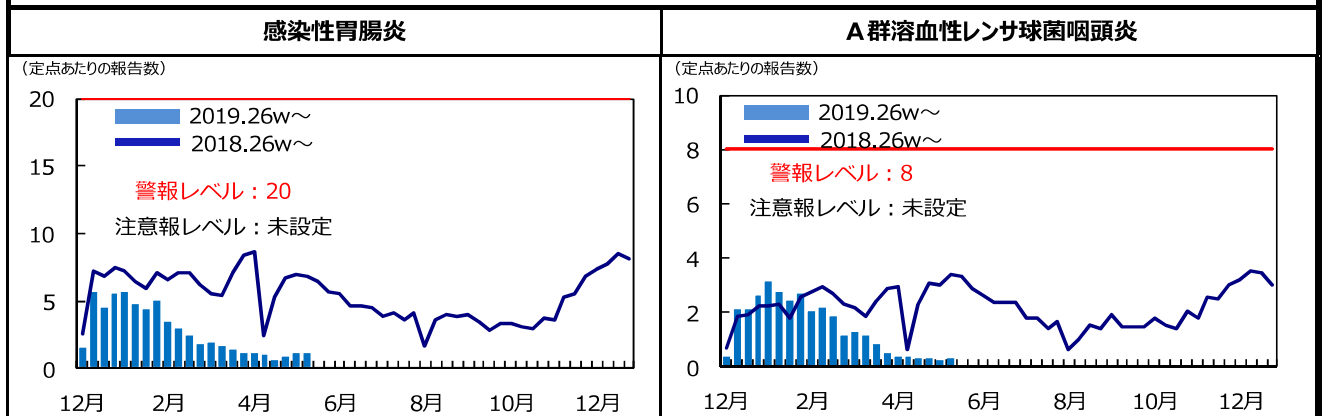


表1. 大阪府小児科・眼科定点把握感染症の動向（2020年 第22週5月25日～5月31日）

第22週の順位	第21週の順位	感染症	2020年第22週の定点あたり報告数	前週比増減	2019年第22週の定点あたり報告数	2020年第22週の年齢別患者発生数最大割合値
1	1	感染性胃腸炎	1.19	0.4%減	6.79	20歳以上_15%
2	2	突発性発しん	0.38	12%増	0.51	1歳_51%
3	3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.34	26%増	3.37	4歳_16%
4	8	手足口病	0.12	380%増	4.72	1歳_33%
4	9	流行性角結膜炎	0.12	500%増	0.31	20歳以上_100%

（突発性発しんについては、(1)季節変動はないこと、(2)毎週の定点あたり報告数は一定していること、(3)年次による差異もほとんどないことから、本文には詳細に記載していません。）

第22週のコメント

～新型コロナウイルス感染症～ 基本的な予防（手洗いや咳エチケットなど）の徹底を

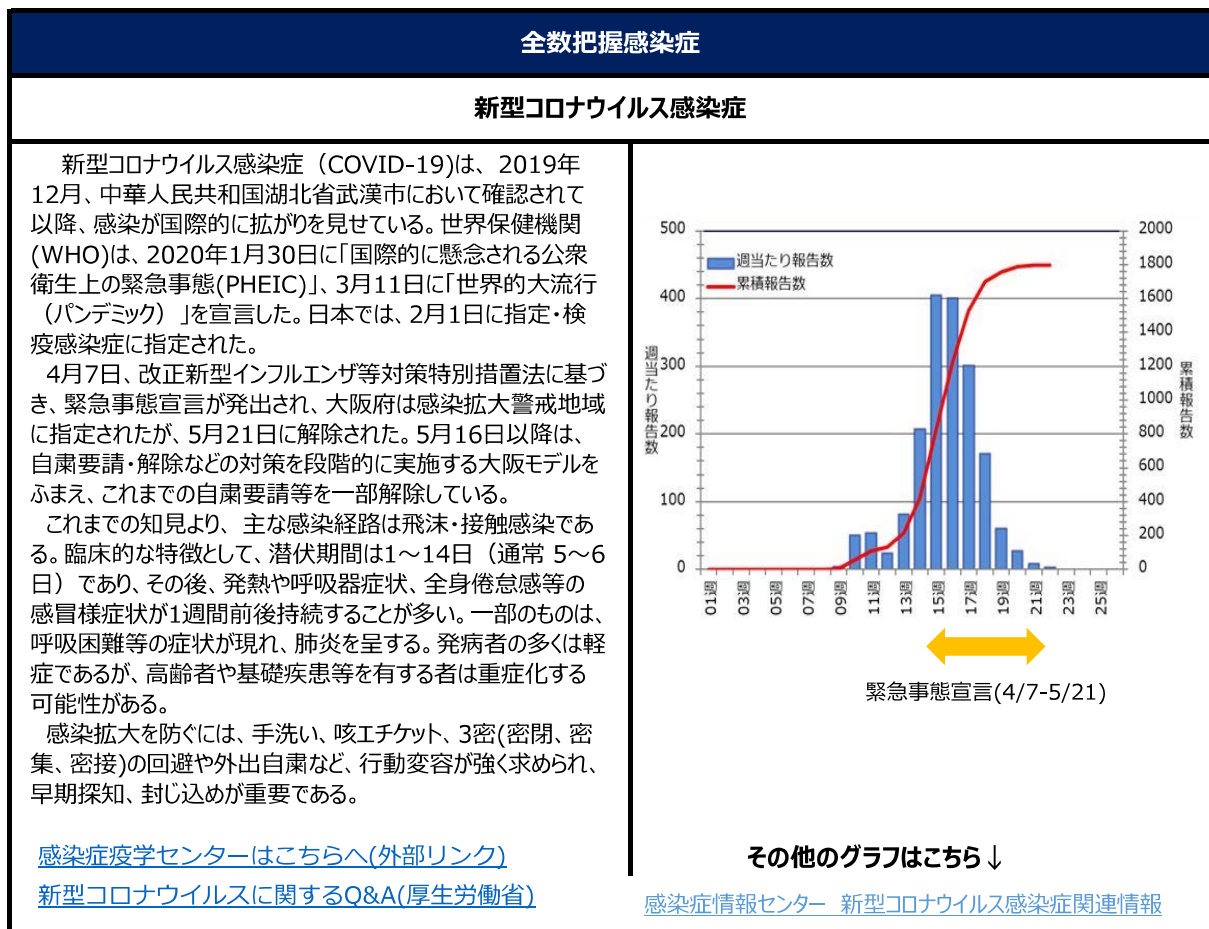


表 2. 大阪府全数報告数（2020年 第22週5月25日～5月31日）

注意：この週報は速報性を重視しておりますので、今後の調査に応じて若干の変更が生じることがあります
 （報告があった疾患のみ記載しています。詳細は感染症情報センターホームページ＞【週報】発生動向調査＞全数報告 をご覧ください。
 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定める政令が施行された2月1日以降の集計です。）

	疾患名 () 内の病型は今週報告分のみ 府内累積報告数の内訳は省略	報告数	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市	府内累積報告数
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	2		2							16
5 類感染症	アメーバ赤痢	1								1	23
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4								4	49
	クリプトスポリジウム症	1								1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1								1	21
	後天性免疫不全症候群	3		1						2	39
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1								1	19
	侵襲性肺炎球菌感染症	1		1							63
	水痘（入院例）	1							1		5
	梅毒	10		2		1				7	389
	百日咳	2								2	97
指定感染症	新型コロナウイルス感染症	3									1799
結核 (2020年4月分)	結核 新登録患者数：96名 (内 肺・喀痰塗抹陽性 37名) (府内累積報告数 493名、内 肺・喀痰塗抹陽性 181名)										

(2020年6月2日 集計分)

②

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年5月25日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
		入院（宿泊療養を含む）			死亡	退院
		中等症以下	重症			
10,772	699	44	34	10	40	615
+52	0	△ 2	△ 2	0	0	+2

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	備考
入院	515	37	478	
宿泊	578	7	571	4 施設
合計	1,093	44	1,049	

2 感染経路別等の患者数（536人）

（単位：人）

区分		延べ患者数
家族		153
職場		111
飲食店等		19
海外渡航関係		26
ライブ関係		13
クラスター	医療関係（神戸市中央市民病院、神戸赤十字病院 等）	100
	福祉関係（グリーンアルス、認定こども園 等）※重複4	69
	その他（神戸西警察署、神戸市環境局）	29
その他（東京・大阪等国内移動・旅行等）		20
実人員		536

3 調査中（陽性確認から約2週間）（25人）

（単位：人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	1	7	1	1	3	6	19
他府県等へ調査依頼中	4	1	0	0	0	0	5
調査困難・非協力	0	1	0	0	0	0	1
合計	5	9	1	1	3	6	25

4 感染源不明（138人）

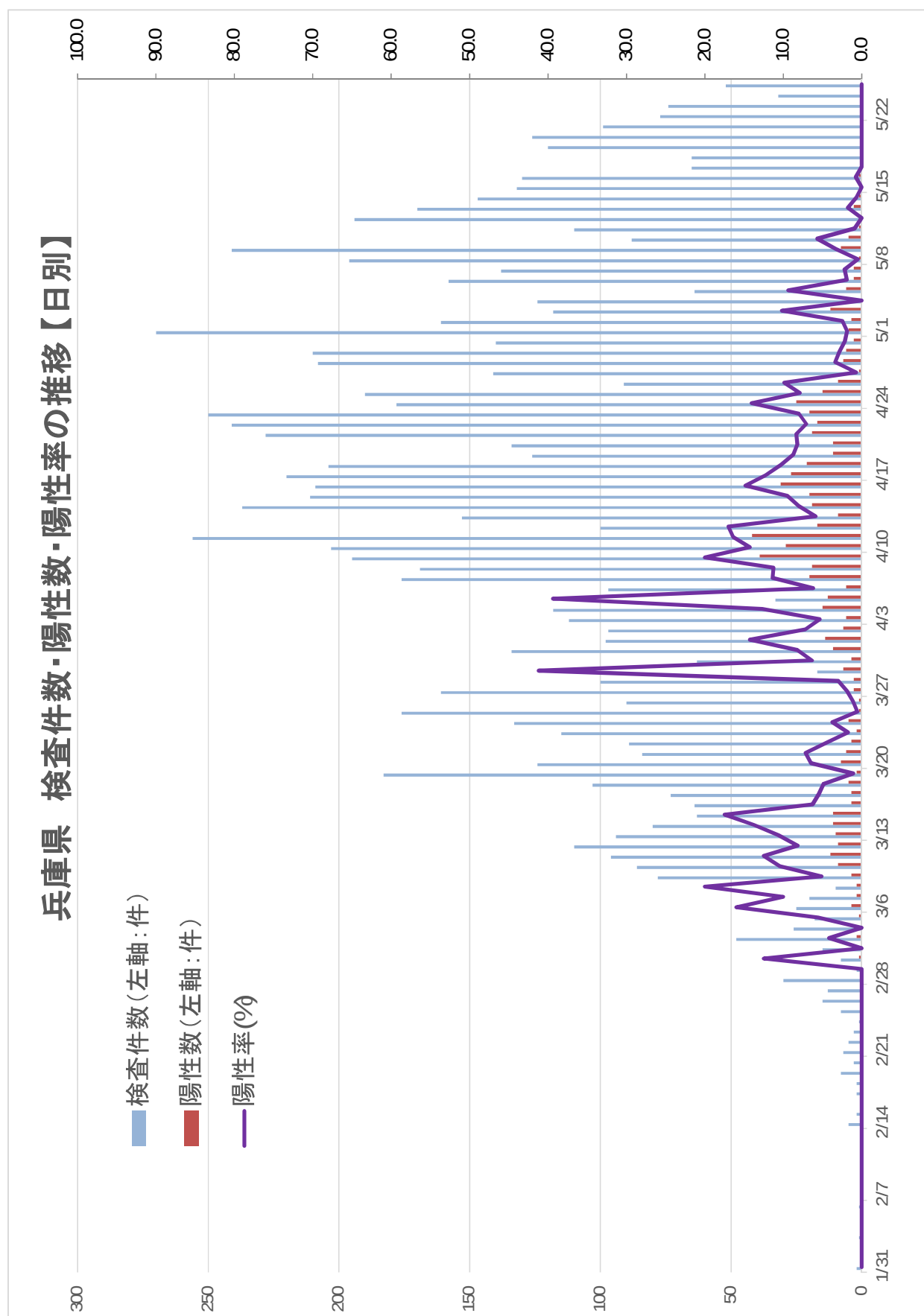
（単位：人）

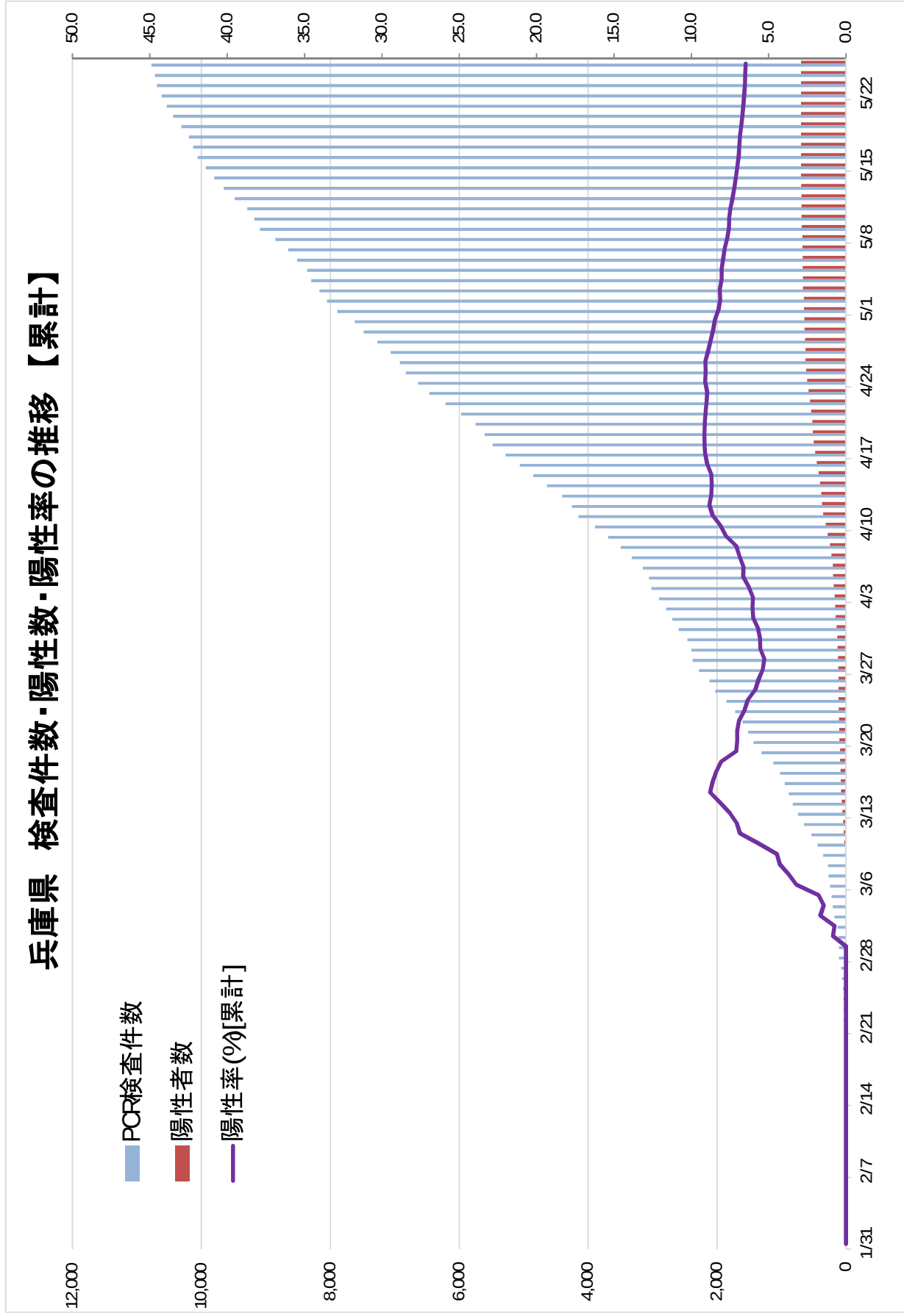
区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
5/10～5/11（ 6人）	0	0	0	0	0	0	0
4/26～5/9（ 68人）	3	1	0	0	0	2	6
4/12～4/25（262人）	9	20	0	3	2	13	47
3/29～4/11（232人）	14	37	1	8	4	15	79
3/15～3/28（ 59人）	1	1	0	0	0	1	3
3/1～3/14（ 67人）	1	1	0	0	0	1	3
合計	28	60	1	11	6	32	138

5/25時点

PCR検査・陽性数







大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月30日から令和2年7月31日
- ③ 実施内容

●外出について

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

- ・5/31まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること
- ・6/1～6/18：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること

●イベントの開催について

開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること。

●施設の使用について

6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。

※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請

1

外出について

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

5月31日まで	6月1日～6月18日
○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること ○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること	○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①「三つの密」の回避
- ②身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ③マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ④手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ⑤在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑥「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

2

イベントの開催について

- 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。
開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
○屋内：100人以下 ○屋外：200人以下	○屋内・屋外：1,000人以下 ○全国的な人の移動を伴うイベント (プロスポーツ等)は、無観客で開催	○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

3

施設の使用について

- 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。
感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請。

1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請）

- ・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請。 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。
運動施設、遊技施設	スポーツクラブ	

4

2. 上記1以外の施設

・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館、貸会議室	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

5

・社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	要請内容
医療施設	病院、診療所、薬局 等	・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）を踏まえた整理

6

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- ☐ 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けん**で丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒**
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避(**密集、密接、密閉**)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



7

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

8

令和 2 年 4 月 7 日
 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
 (令和 2 年 4 月 13 日改定)
 (令和 2 年 4 月 17 日改定)
 (令和 2 年 4 月 24 日改定)
 (令和 2 年 4 月 28 日改定)
 (令和 2 年 5 月 4 日改定)
 (令和 2 年 5 月 15 日改定)
 (令和 2 年 5 月 21 日改定)
 (令和 2 年 5 月 26 日改定)
 ※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第 24 条第 9 項及び第 45 条第 1 項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和 2 年 5 月 21 日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、以下の措置を実施する。

今後、6 月 1 日から 3 週間程度の感染状況等を踏まえ、措置の見直しを検討する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 5 月 21 日
- ・以後の対処方針実施期間 令和 2 年 5 月 22 日～

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、新型コロナウイルス感染症病床として、重症対応 71 床、中軽症対応 444 床の計 515 床を確保しており、当面の感染症病床は確保している。緊急事態宣言解除後は、病床や医療スタッフの体制を見直すとともに、新規陽性患者発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するなど、機動的な対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区 分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期
目 安 (新規陽性患者数 (1 週間平均))	10 人未満	10 人以上 (再要請基準)	20 人以上	30 人以上
病床数 (空床補償対象)	200 床程度 うち重症 40 床程度	300 床程度 うち重症 50 床程度	400 床程度 うち重症 70 床程度	500 床以上 うち重症 90 床以上

○県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

○がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

○患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。

- ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100室)
- ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前(78室)
- ・4/17～ ホテルヒューイット甲子園西館(200室)(※本館は通常営業中)
- ・4/30～ ホテルパールシティ神戸(200室)
- ・その他合わせて計 700 室超を確保している。

○今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

(3) 外来医療体制の強化

○帰国者・接触者外来を 58 機関、設置している。

○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、「地域外来・検査センター」(8ヶ所)など、臨時外来の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

(4) 検査体制の強化

○衛生研究所の体制強化や民間委託の推進等により、検査件数の増加を図る。

○濃厚接触者のうち、高齢者及び基礎疾患を有するなど重症化するおそれのある方については、きめ細やかな健康観察を行い、症状が現れると速やかに検査を行う。

○第2波に備え、県健康科学研究所において、PCR検査試薬の備蓄を推進し、順次、15,000 件分の購入を行う。

○抗原検査については、救急患者の早期診断に活用するなど状況に応じて PCR 検査と併用して実施する。

○抗体検査については、県内の正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学とともに研究をすすめる。

【PCR検査体制】

区 分		現 状	拡 充
衛生研究所等	兵庫県	120	200
	保健所設置市	160	300
	小 計	280	500
民間検査機関		80	360
医療機関		44	140
合 計		404	1,000

(5) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては、県全体で概ね8月中旬まで、防護服等については、県全体で概ね6月下旬まで確保できている。
- 今後は、医療機関において、概ね3ヶ月分の使用量確保を図ったうえで、第2波に備え、さらに概ね6ヶ月分の使用量相当を医療機関に代わり県において保管する。

(6) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施
- 新型コロナウイルス感染症患者への入院治療を行う医療機関に対し、運営に要する経費を支援（入院患者1人あたり12,000円/日）
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、6月1日から臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開する。

ただし、6月1日から14日の間は分散登校とする。また、分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない。

なお、県立学校においては引き続き、オンライン等を活用した学習支援を行う。

- ① インターネット環境のない児童生徒に通信機能付きタブレットを無償貸与（5月25日現在469台）
- ② 学習支援アプリの導入状況：児童生徒約90,000人のうち、92.2%に導入（うち、全日制普通科・総合学科100%）

また、授業再開に向け、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、また、児童生徒からの相談に対応できるよう、5月18日以降、登校可能日を設定している。

教職員の出勤については、登校可能日の対応及び学校再開に向けて必要な人数とする。引き続き、夏季休業期間の縮小を含めて、指導計画の再検討を行う。

市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）の設置者に対して、感染防止対策を整え、6月1日から教育活動

を再開、5月31日まで臨時休業するとの県の方針を周知する。なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

県立学校における登校可能日の概要

①確認・相談内容

ア．児童生徒の健康状態

イ．家庭学習における課題や学習の進捗状況 など

※授業は行わない。欠席する児童生徒に不利なことがないよう配慮

②日数等（全日制の場合）

区 分	実施内容（1～5学区共通）
日数の上限	週2日を上限
登校方法	分散登校とする
登校時間	通勤時間帯を避けること
在校時間	3時間以内
下校時間	16時までに全ての児童生徒は下校すること
部活動	実施しない
感染発生時	当該学校は登校を中止すること
感染防止対策	5月1日付の文部科学省の通知等を踏まえ、別途、県で定めた感染防止対策を徹底すること

※定時制・通信制、特別支援学校においては、上記の基準を踏まえて、学校ごとに判断

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。授業を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
- ・県立大学は5月7日から全学で本格的に遠隔授業を実施しているが、感染防止対策を徹底した上で、遠隔授業と並行して実験・実習等から順次授業を再開

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金（20万円（住民税非課税世帯の学生）又は10万円（左記以外の学生））を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円）の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

○私立幼小中高・専修学校（高等課程）・高専

設置者に対して、県立学校の方針（感染防止対策を整え、6月1日から教育活動を再開）を周知

なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

○専修学校（高等課程除く）・各種学校

臨時休業の要請を5月16日に解除。教育活動を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請

3 社会教育施設等

県立施設については、休館・休業を解除し、感染防止対策を整え、順次、開館
市町立施設等について、県の取組を周知

○感染防止対策

- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請

○面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請

○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、第2波に備え、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業実施を要請

5 県立都市公園等

○県立都市公園について、感染防止対策等を実施した上で公園施設を開放

○下記の県立公園等について、感染防止対策等を整えた上で順次開園

- ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛要請

○不要不急の外出の自粛に努める。

○6月18日まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請

○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進（3密（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等）

7 イベントの開催自粛要請等

- 全国的大規模な催物は、中止又は延期を要請
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請
 - ＜開催の目安＞・屋内：100人以下、かつ定員の半分以上の参加人数（6月18日まで）・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

8 事業者への休業要請の見直し（令和2年6月1日～）

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等（県のガイドラインも参照）が実践されるなど感染防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除
- クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請

9 事業者への感染防止対策等の要請

- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
- 関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請
 - ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進
 - ・職場での「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避
 - ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
- 飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底
- 業界団体を通じ、スーパーマーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請
- 事業者及び関係団体に対し、業種や施設の種別ごとに感染防止のためのガイドラインに基づく感染防止対策の実施を要請

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・5つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス対応無利子資金	3,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減
経営活性化資金	5,000万円	審査期間を短縮
借換資金	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応資金	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策資金	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ばちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

② 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を進める
最大の給付額：中小法人 100万円、個人事業主 50万円
(飲食店・宿泊業等については法人 30万円、個人 15万円)

③ 持続化給付金の活用

対象：売上が 50%以上減少した事業者、上限額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円

④ 雇用調整助成金の活用

- ・ 4 月 1 日から特例措置により拡充
 - ①助成率引上:大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5 (解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小 10/10)
 - ②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・ 4 月 10 日以降申請書類の大幅な簡略化(①記載事項を約 5 割削減、②添付書類の削減等)
- ・ 兵庫労働局助成金デスクによる相談

⑤ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

⑥ 金融機関への配慮要請

- ・ 既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

(2) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3 月 25 日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

(3) 税制上の特例措置等

- ・ 徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1 年間猶予）
- ・ 住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・ 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1 %軽減）の延長（令和 2 年度末まで）
- ・ 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・ 自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(4) 特別定額給付金の早期支給

- ・ 特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(5) 観光振興

- ・ 観光振興については、6 月 18 日までは県内観光を中心とし、以降の対応は今後検討

11 海外からの帰国者への対応

- 指定された場所（自宅など）での 14 日間の待機
- 保健所等による健康観察への協力
- 咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への相談
- 入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

12 風評被害対策等

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- 医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

13 県としての対応等

(1) 職員の感染予防対策

- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
- ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・テレビ会議システムの活用
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・各職場における感染防止策の徹底
- ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制確保

(2) 第2次補正予算の編成

- ・国の第2次補正予算等に基づき、県の第2次補正予算を編成し、速やかな実施を図る。